

事業計画策定

「小規模事業者持続化補助金説明会」のご案内

小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者（※）が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額：50万円（原則）

（※）小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者です。

持続化補助金の詳細はこちらからご確認ください。

<http://www.aichiskr.or.jp>

◎日 時 5月9日（火）午後2時～午後5時（※質疑応答あり）

◎講師 ライト経営相談事務所 中小企業診断士 余合正司氏

◎内容 小規模事業者持続化補助金 公募要領の説明、経営計画書作成の方法、補助金申請のポイントなど

◎定員 30名程度

◎受講料 無料

◎開催場所 北名古屋市商工会館（北名古屋市九之坪竹田180-1）

2階研修室（Tel 0568-25-0001）

◎申込方法 北名古屋市商工会事務局へ、直接電話にてお申込み下さい

◎その他特記事項

小規模事業者持続化補助金の概要

■補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家派遣謝金、専門家旅費、車両購入費（「買物弱者対策の取り組み」により例外的に認められる）、委託費、外注費

■対象となる事業

経営計画に基づき、①地道な販路開拓等の取り組みであること

②業務効率化（生産性向上）の取り組みであること

≪補助対象となり得る取組事例≫

- ・ 広告宣伝活動として、新たな顧客層の取り込みを狙ったチラシ作成・配布やホームページ作成
- ・ 新たな販路を求め、国内外で展示会への出展
- ・ 集客力を高めるための店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修）
- ・ 商品パッケージ（包装）の改良の改良（新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新）
- ・ ネット販売システムの構築 ・ 移動販売、出張販売 ・ 新商品の開発 ・ 販促品の製造、調達
- ・ 新たなPOSレジソフトウェアを購入し、売上管理業務を効率化 など